第１章　下水道の沿革

１　下水道の歩み

(1) 概要

北海道の下水道は、札幌市が大正 15 年に第 1 期下水道築造 5 ヵ年計画に着手したのが最初であり、第 3 期計画まで実施されたが、昭和 16 年、戦争のために中止された。その管渠整備延長は 90km であった。

終戦後、都市人口の増加とともに各都市が下水道施設整備に取り組み始め、まず昭和 23 年に函館市が着手した。建設財源確保のため昭和 25 年に、函館市都市計画下水道事業受益者負担省令を定めたが、この制度は京都市、福井市に次いで全国 3 番目のものであった。続いて、昭和 25 年に岩見沢市、昭和 26 年に札幌市、昭和 27 年に苫小牧市、昭和 30 年に釧路市、小樽市，昭和 31 年に室蘭市がそれぞれ着手した。その間、市街地浸水対策として、昭和 29 年に都市計画都市排水施設の建造費が国庫補助事業として制度化された。

昭和 33 年に現行下水道法が施行され、旧法の下水道施設が公共下水道、都市排水施設が都市下水路と改められたが、新たな制度での公共下水道新規第 1 号は昭和 33 年の旭川市、紋別市であり、令和３年度末では、休止中のものも含め 151 市町村で下水道事業に着手している。(都市下水路は含まない。)

下水排除方式についてみると、昭和 46 年までは既存市街地を合流式(小樽市及び室蘭市の一部は分流式)、新市街地を分流式として計画したが、昭和 45 年の公害国会を境に昭和 47 年以降は分流式が一般化している。

また、下水道の供用状況については、令和４年度末現在 151 市町村全てで供用中であり、下水道処理人口普及率は令和４年度末で全国の 81.0%に対し 91.9%、全国第 7 位の高い普及率となっている。

※令和４年度末全国の普及率については、福島県の調査不能町村の数値が除外されている。

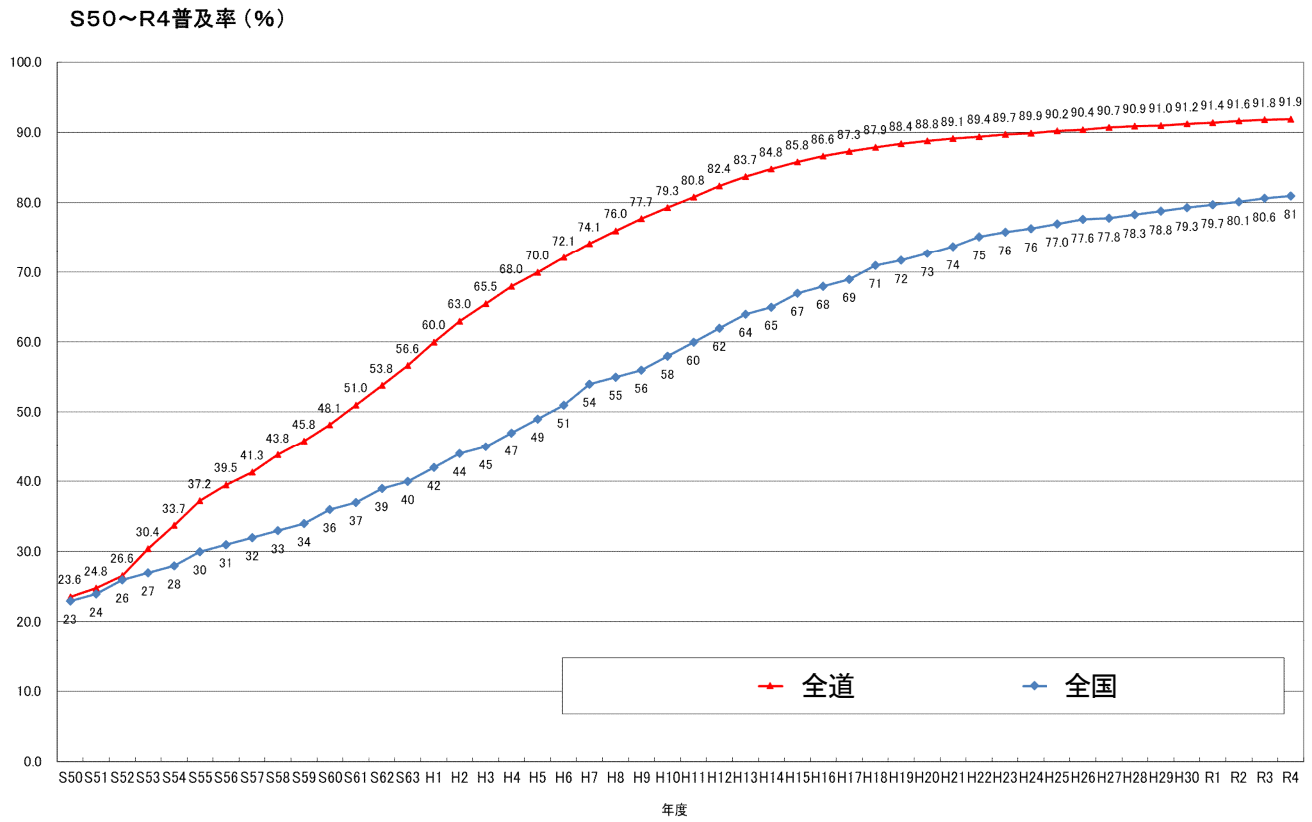

普及率：下水道処理人口／行政人口(住民基本台帳)×100

図　北海道と全国の下水道処理人口普及率の推移

(2) 制度の変遷

昭和33年以降の下水道整備はすべて都市計画事業として実施され、一般的に市町村が事業主体となっている。国庫補助についても、予算補助の一般公共事業と失業者救済を目的とした特別失業対策事業の合併事業で整備を図って来たが、昭和42年、法律補助制度に改め、地方都市も容易に事業が実施出来るようになった。しかし、下水道の役割も公害国会以降は多様化し、特に公共用水域の水質保全の役割が高まり、昭和45年には下水道の整備に関する総合的な基本計画である「流域別下水道整備総合計画」の策定が都道府県に課せられ、また、流域下水道事業の事業主体も都道府県とした法改正があった。一方、地方自治体の財政が苦しい状況であったため、昭和49年に政令改正によって暫定特別措置で補助率が大幅に引き上げられた。

昭和50年には都市計画区域外の農山漁村集落及び国立公園等自然保護地域についても、下水道整備を進める必要性から、特定環境保全公共下水道事業が新設された。また、昭和50年代に入って下水道の維持管理の適正化を求める声が大きくなり、昭和 51年の下水道法改正では、従来の除害施設の設置義務のほか、新たに罰則規定、事前チェック及び改善命令の規定が加えられるなど、規制監督が強化された。

昭和59年には公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法の改正により、下水道の災害復旧に対する国庫補助の根拠規定が下水道法から同法に移され、その結果、災害復旧事業費と標準税収入との比率に応じて国庫補助率の嵩上げが可能になった。

元号が昭和から平成に変わる前後、下水道はナショナルミニマムであるとして、普及促進の機運の高まりを見たが、中小町村にとっては財政力や技術力の脆弱さが大きな障壁となっていた。このため、国は平成元年に基本計画策定費に対する国庫補助制度を創設（平成2年度に対象範囲を拡大）し、また、平成3年には過疎地域活性化特別措置法の一部を改正する法律の施行により、過疎地域において公共下水道の根幹的施設の建設を都道府県が代行できる制度が創設された（平成12年度からは根拠が過疎地域自立促進特別措置法に移行）。過疎地域の市町村を多く抱える本道では、過疎下水道代行制度により着手市町村の飛躍的増加がもたらされた。

平成8年6月下水道法の一部が改正され、下水汚泥等の適正な処理を確保する必要性や高度情報化の進展による下水道管渠空間の有効活用という社会的要請を踏まえ、下水道管理者に対する発生汚泥等減量化の努力義務が規定され、また、下水道管渠内への光ファイバー等敷設が認められることになった。

一方、平成7年7月の地方分権推進委員会の設置に端を発した地方分権推進の動きは、地方分権推進計画（平成10年5月29日閣議決定）及び第2次地方分権推進計画（平成11年3月26日閣議決定）の策定により、その後の行政の手法を定める道筋を得たが、その具体的な措置として平成12年4月に「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」が交付され、下水道についても流域別下水道整備総合計画策定の際の建設大臣承認廃止や事業計画認可の都道府県委譲などの下水道法改正が行われた。

平成13年1月6日、中央省庁等改革による1府12省の新体制がスタートし、国の下水道行政は建設省、運輸省、国土庁及び北海道開発庁の4省庁が統合された国土交通省が担うことになった。

平成16年度より「下水道法施行令の一部を改正する政令」が施行されることとなり、初めて構造基準が政令として定められ近年の社会動向を踏まえ、基本的な理念として、認可権限の見直し等地方分権への対応、合流式下水道の改善の推進、水処理の高度化による水質保全の3点が配慮されることとなった。

さらに、平成17年度には、高度処理による閉鎖性水域の水質の改善、広域的な雨水排除による浸水対策の推進、下水道への有害物質又は油の流入事故対策の推進、地震対策の推進などの喫緊の課題に的確に対応するため、下水道法の改正（平成17年6月）及び下水道法施行令の改正等（平成17年10月）が行われた。

平成27年5月には水防法の一部の改正として、下水道法の一部が改正され、近年増加傾向にある局地的な大雨に対して下水道のみで浸水被害への対応が困難な地域において、民間の協力を得つつ浸水対策を推進するための浸水被害対策区域制度、もともと汚水処理と雨水排除を公共下水道で実施することを予定していた地域のうち、汚水処理方式を見直し地域に雨水排除のみを行うことを目的とした雨水公共下水道制度、公共下水道の適正な機能維持に関する基準を定めた維持修繕基準を創設し、事業計画に腐食の恐れのある管渠の点検の頻度や方法の記載を追加、

下水汚泥と下水熱の活用促進として、下水汚泥の燃料・肥料への再生利用について努力義務化され、下水熱利用推進のため民間事業者による熱交換器設置の規制が緩和された。地方公共団体の支援強化として、災害時維持修繕協定制度や協議会制度、日本下水道事業団の支援策機能が充実した。

令和3年の法改正により、都市化の進展等に伴う浸透面積の減少により、雨水の流出量が増え、下水道にかかる負担が増大していることに加えて、気候変動の影響等による大雨なども頻発し、内水氾濫が発生するリスクが増大していることから、「事前防災」の考え方に基づき浸水対策を計画的に実施する必要があるため、計画降雨（浸水被害の発生を防ぐべき目標となる降雨。）を事業計画に定めることができるようになった。

また、公共下水道等の下水道管理者（以下「公共下水道管理者等」という。）が樋門等の操作を行う機会が増えると想定されるため、公共下水道管理者等に対して、河川等からの逆流を防止するために設けられた操作を伴う樋門等について、その操作を安全かつ確実に実施し、浸水被害の発生を防止するため、操作規則の策定が義務付けられた。

さらに、内水氾濫が発生するリスクが増大している浸水被害対策区域において、民間事業者等の地域関係者が一体となった雨水貯留や浸透に係る取組を一層促進する必要があることから、浸水被害対策区域で民間事業者等が行う一定規模以上の容量や適切な管理方法等の条件を充たした雨水貯留浸透施設整備に係る計画の認定制度が創設された。

(3) 機構の改革

道は、昭和33年以前は土木部河川課で認可事務を行っていたが、下水道法の改正に伴い、公共下水道の管渠部門は土木部河川課、処理場部門は衛生部環境衛生課、都市計画及び都市下水路は土木部都市計画課がそれぞれ所掌することになった。その後昭和38年に管渠部門、昭和42年に処理場部門が都市計画課に移管された。

下水道の専門組織として、昭和39年9月、都市計画課に下水道係が新設されている。昭和47年4月、都市計画課が土木部から分離し、建築部と合併し住宅都市部に改組された。その際、都市計画課と都市施設課に下水道係と下水道調査係の2係が設置された。昭和52年8月、都市施設課に下水道室が新設され、下水道調査係、公共下水道係、流域下水道係、特定公共下水道係の4係となった。その後、昭和56年4月に下水道課が新設され、事業係、工事係、計画係、維持管理係、下水道第一係、下水道第二係の6係体制となったが、昭和59年5月、事業係と工事係が統合して5係となった。

昭和63年4月、道庁の機構改革に伴い、下水道課と街路公園課の公園部門が統合されて公園下水道課が発足した。

下水道部門はそのまま5係体制を引き継いだが、平成5年4月、事業係から管理係が分かれ6係体制となったほか、平成7年6月には他の生活排水処理施設整備事業との調整のための主査（下水道調整）が設置されるなど、事業量の増大や着手都市数の増加などを背景に組織体制の強化が図られた。

平成11年5月、道庁の組織機構改革に伴い、事業係と管理係が事業調整係と主査（事業予算）に、また、下水道第1係と下水道第2係が下水道技術係と主査（流域下水道）に再編されたほか、平成9年に維持管理係の係員1を切り出して設置していた主査（公園運営）が下水道担当の主査（指導）となるなど、下水道関係は4係4主査の体制となった。しかしながら、この頃より維持管理係は公園の維持管理、主査（指導）は下水道の維持管理と実質的に所掌事務が分けられるようになった。また、平成13年4月に技術管理課の新設に伴い主査(下水道調整)が廃止され、4係3主査体制となった。

平成15年6月、本庁組織の機構改革により全庁的に係制が廃止となりグループ制へ移行した。それまでの課長補佐は主幹に名称を替えグループのリーダー役を任されることになった。公園下水道課は、事業調整グループ、下水道グループ、公園緑地グループの3グループで構成されることとなり、主査（指導）は主査（下水道管理）と名称を変更し事業調整グループに、また、下水道計画係、下水道技術係、主査（流域下水道）は主査（下水道計画)、主査（下水道技術)、主査（下水道企画）に再編され下水道グループに属することとなった。なお、従前の維持管理

係は公園の維持管理のみを所掌する主査（公園管理）として事業調整グループに置かれた。

平成18年4月には本庁組織の機構改革に伴い、都市環境課と公園下水道課が統合し、新生都市環境課が発足した。この際、公園下水道課長は参事（平成22年から公園下水道担当課長）として下水道グループと公園緑地グループを所管することとなり、併せて、主査（下水道管理）は事業調整グループから下水道グループに移された。その後、平成26年4月に主査（下水道企画）が廃止された。

令和2年4月、本庁組織の機構改革に伴い、グループ制から係制に移行し、都市環境課内の全てのグループが、それぞれ係へと名称を替え、下水道グループから下水道計画係となりました。それまでの主幹（下水道）を課長補佐（下水道計画）、主査（下水道計画）を下水道計画係長へと名称変更し、現在に至っている。

一方、道内都市においては、事業費の増大に伴い昭和40年代後半より昭和60年代にかけて組織の強化が図られ、また、中小都市においても昭和50年代に入ってから維持管理部門をはじめとする執行体制の拡充が進められたが、近年では事業量の減少や維持管理業務の民間委託化等から組織の統合や合理化が進んでいる。

(4) 事業の推移

下水道事業は、当初市街地浸水防止のための管渠整備のみであったが、昭和30年代に入って終末処理場の整備を始める都市が増え、昭和34年の苫小牧市高砂処理場(旧浜町処理場)が簡易処理開始第1号で、次いで、昭和39年に旭川市亀吉処理場、室蘭市蘭西処理場などで中級処理を開始した。また、新市街地として、真駒内団地が道施行によって、分流式下水道の近代的高級処理施設として、昭和36年に処理開始した。このように本格的な下水道時代に入ったのは、昭和38年に生活環境施設整備緊急措置法が施行され、第1次下水道整備五箇年計画がスタートし、さらに、同年、新住宅市街地開発法が施行されてからである。新市街地下水道の代表的なものとして、道施行の江別市大麻団地、広島町（現北広島市）北広島団地のほか、市及び住宅供給公社などが施行する札幌市もみじ台、札幌市篠路拓北、石狩町（現石狩市）花畔、室蘭市白鳥台、旭川市神楽岡、帯広市南帯広、釧路市愛国、函館市旭岡団地などがある。また昭和53年度から通常事業とは別途に住宅関連の公共施設を整備するため、住宅宅地公共施設整備促進事業制度が発足した。

次に下水道事業費の推移をみると、都市の基幹的施設への投資額のうち、昭和35年度の下水道シェアは45%であったが、昭和55年度では67%まで拡大した。

しかし、昭和56年度以降は国の財政事情から公共事業を抑制した結果、街路、公園などの事業費は横ばいの状況であるのに対し、下水道の場合は、昭和50年度に発足した特別の地方債(5ヵ年の事業費を1ヵ年分の国庫補助と4ヵ年分の地方債で繰り上げ施工し、次年度からは地方債償還を行う)の累積償還額が、特に昭和55年度以降増加し事業費が落ち込んだため、下水道シェアは次第に下がる傾向にあった。

昭和62年度の補正予算以降は、NTT株式の売却益を無利子貸付金として下水道事業へ重点的に運用したほか、平成3年度からは、公共投資基本計画(平成2年6月28日閣議了解)の策定に伴う生活関連経費重点化枠の設定により、下水道事業費は大きく伸びた。

その後、平成5年11月26日に大蔵大臣の諮問機関である財政制度審議会は「公共事業の配分のあり方に関する報告」をまとめ提出したが、その中で下水道事業は生活環境整備事業として優先し、集中的に投資するよう求めている。

また、公共投資基本計画(平成6年10月7日閣議了解)において「下水道、コミュニティプラント、集落排水施設等については、立ち遅れの見られる地方都市や農山漁村に重点を置きつつ、地域の実情に応じた効率的な整備をすすめることにより、21世紀初頭までに排水が公的主体により衛生処理される人口の9割を超える程度に増加させる。あわせて、合併処理浄化槽については、民間主体による整備についても促進する。」としている。

このような公共投資への追い風を受けて第8次下水道整備五箇年計画が策定されるなど、しばらくは下水道事業予算も拡大の基調にあったが、平成9年春ごろから国の慢性的な財政赤字問題が表面化し、一切の聖域なき歳出の改革と縮減に努め財政健全化を図っていくことになった。

この流れを受けて、平成9年12月には、「財政構造改革の推進に関する特別措置法」が施行され、平成10年度から3ヵ年間公共事業予算の伸びをマイナスにするとされたほか、平成8年度以前を始期とする公共事業の計画期間が一律7箇年に延長されることとなった。これにより、第8次下水道整備五箇年計画も終了年が平成12年度から平成14年度に改められた。

しかし、平成10年度に入ると景気低迷が顕著となり、財政構造改革は推進という基本的考えは守りつつも凍結するとして、平成10年12月には「財政構造改革の推進に関する特別措置法の停止に関する法律」が施行され、早くも財政緊縮路線は大きく舵を切られることになった。また、平成9年度に比べ大幅ダウンとなった平成10年度当初の下水道事業予算（対前年度国費比で全国0.930、北海道0.954）であったが、早期の景気回復を目指して組まれた当年度3度の国の補正予算のうち、大型の公共投資が行われた第1次及び第3次の補正予算において国費が追加された結果、北海道の下水道事業に係る国費予算総額は当初予算の約1.6倍、補助対象事業費では実に約1,850億円と過去最大規模となった。平成11年度も下水道事業は2度の補正予算が組まれたうちの一方で国費が追加されたほか、さらに平成12年度も補正予算が一度組まれて下水道事業も該当になるなど、この頃は景気回復を図るための国の補正予算が常態化していた。

また、平成12年度には第2次地方分権推進計画に基づき、下水道事業について市町村の裁量を大幅に拡大した「公共下水道等統合補助事業」と「まちづくり総合支援事業」の2種類の統合補助金制度が創設された。

このようにしばらくは順風満帆の、北海道にとってはむしろ食傷気味の下水道事業予算だったが、小泉内閣の発足とともに様相が一変する。小泉内閣は平成13年1月の省庁再編で内閣府に移された経済財政諮問会議を最も重要な政策会議と位置づけ、官邸主導の予算編成の手法を用いることとした。平成13年6月、同会議の答申に基づき、「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針(骨太の方針)」が閣議決定され、公共投資関係の予算を縮減する方針が改めて明示された。さらに、平成13年12月に閣議決定された「平成14年度予算編成の基本方針」では、下水道は公共投資のうち厳しく見直しを行う分野の一つとされ、特に小規模下水道事業における合併処理浄化槽等との負担見直しが記されている。この後、“下水道事業は厳しい見直しを行う分野として予算を一段と厳しく抑制”とする方針は平成17年度予算編成まで続き、平成18年度予算編成以降は“事業の必要性を精査し引き続き見直しを行う”と表現がやや軟らかくなったものの下水道事業予算の漸減傾向は予算が社会資本整備総合交付金として計上されるまで続くことになる。この結果、従来の国庫補助事業としては最終年度となった平成22年度には、全道の下水道事業国費予算に係る補助対象事業費は遂に400億円を割り込むまで縮小した。

また、この間、平成14年6月に閣議決定された「骨太方針2002」では所謂「三位一体の改革」を一年以内にとりまとめることが記され、これにより、公共投資の重点化・効率化と地方の自主性・裁量性の拡大という名の下に、平成18年度予算までに、国庫補助金削減と併せて、地方交付税の総額抑制、税源移譲を三位一体で行うとされたが、その結果、道内の市町村財政は悪化の一途を辿ることになり、下水道事業は自治体の財政面からも抑制の方向に向かわざるを得なかった。

また、平成14年1月閣議決定「構造改革と経済財政の中期展望」において、公共事業関係の計画の見直しについての言及があり、公共事業関係長期計画は各計画の必要性そのものを見直した上で計画策定の主眼を「事業費」から「達成される成果」とするべきとされたほか、計画に基づく事業であっても厳正な事前評価により事業の必要性が検証されたものを事業化するなど、効率化のための取り組みを強化すべきとされた。この流れを受けて、平成15年3月に「社会資本整備重点計画法」及び「社会資本整備重点計画法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立。併せて「下水道整備緊急特別措置法」が廃止となり、それまで個々に策定していた9つの事業分野別長期計画を一本化した「社会資本整備重点計画」（平成15年10月10日閣議決定）が策定された。なお、期間終了後は引き続き、平成20年度からの5カ年を計画期間とした「社会資本整備重点計画（第2次）」（平成21年3月31日閣議決定）が策定されたが、平成24年に一年前倒しして見直しが行われ、新たに平成28年度までを計画期間とした「社会資本整備重点計画（第3次）」（平成24年8月31日閣議決定）が策定されている。

小泉政権以降、公共事業は強い逆風にさらされることになったが、下水道界からは改めて下水道事業の必要性を

世の中に訴える動きが沸き起こる。平成 17 年 9 月、今後 100 年という長期の将来像を見据えて下水道の方向を示した「下水道ビジョン 2100」が国土交通省都市・地域整備局下水道部と日本下水道協会が設置した「下水道政策研究委員会」において取りまとめられ、平成 19 年 6 月には、「下水道ビジョン 2100」に示された姿を現実のものとするための 10 年間の具体的な取り組みとして「下水道中期ビジョン」が取りまとめられた。

平成 21 年 9 月、政権が民主党へ交代すると、”コンクリートから人へ“のスローガンの下、公共事業予算はより厳しい状況に置かれることになる。同年 11 月には、早速、内閣総理大臣を議長として設置された行政刷新会議において、事業の効果や妥当性についての検討ー“事業仕分け”ーが行われたが、下水道事業については「実施は各自治体の判断に任せる」との判断が下された。

また、平成 22 年 6 月 22 日に閣議決定された地域主権戦略大綱に基づき、平成 23 年度から各省庁の投資的補助金が段階的に一括交付金化されて、地方公共団体にとって自由度の高い「社会資本整備総合交付金」が創設された。初年度である平成 23 年度は、社会資本整備総合交付金の都道府県分の補助金等の一部を内閣府予算として一括計上した「地域自主戦略交付金」が創設された。（平成 24 年度までで廃止）

平成 25 年 1 月 11 日に閣議決定された「日本経済再生に向けた緊急経済対策」において、国土強靭化の推進が謳われ、平成 24 年度補正予算からインフラの老朽化対策、防災・減災対策に対しては「防災・安全交付金」が配分されることとなった。

一方、「下水道ビジョン 2100」の策定からほぼ 9 年が経過し、社会情勢が大きな変化を遂げてきたため、国土交通省水管理・国土保全局下水道部と日本下水道協会は平成 25 年 10 月に「下水道政策研究委員会」を再開し、９回の審議を経て、平成 26 年 7 月、下水道が果たすべき究極の使命は「持続的発展が可能な社会の構築に貢献」とした「新下水道ビジョン」が取りまとめられた。さらに、その実現のため、国及び地方公共団体及び下水道関係者において当面（10 年程度）取り組むべき施策と中期目標を掲げた「下水道長期ビジョンの実現に向けた中期計画」が取りまとめられた。平成 28 年には地方再生法の改正によって、地域再生基盤強化交付金に代わり地方創生推進交付金が創設された。汚水処理事業にあっては、汚水処理施設整備交付金に代わり、地方創生汚水処理施設整備推進交付金が創設された。これは、下水道、集落排水施設又は浄化槽の二以上を総合的に整備する事業を交付対象とすることができるようになるものであり、本交付金においても、他の汚水処理施設との統合に関わる管渠及びポンプ施設が交付対象となった。

表　令和４年度下水道事業実施箇所　　（単位：箇所）

全　市　町　村	公 共 下 水 道	流 域 下 水 道	都 市 下 水 路	特定公共下水道	特環公共下水道
179	90	3	0	1	69

図　北海道の下水道建設事業費の推移（S34以降）

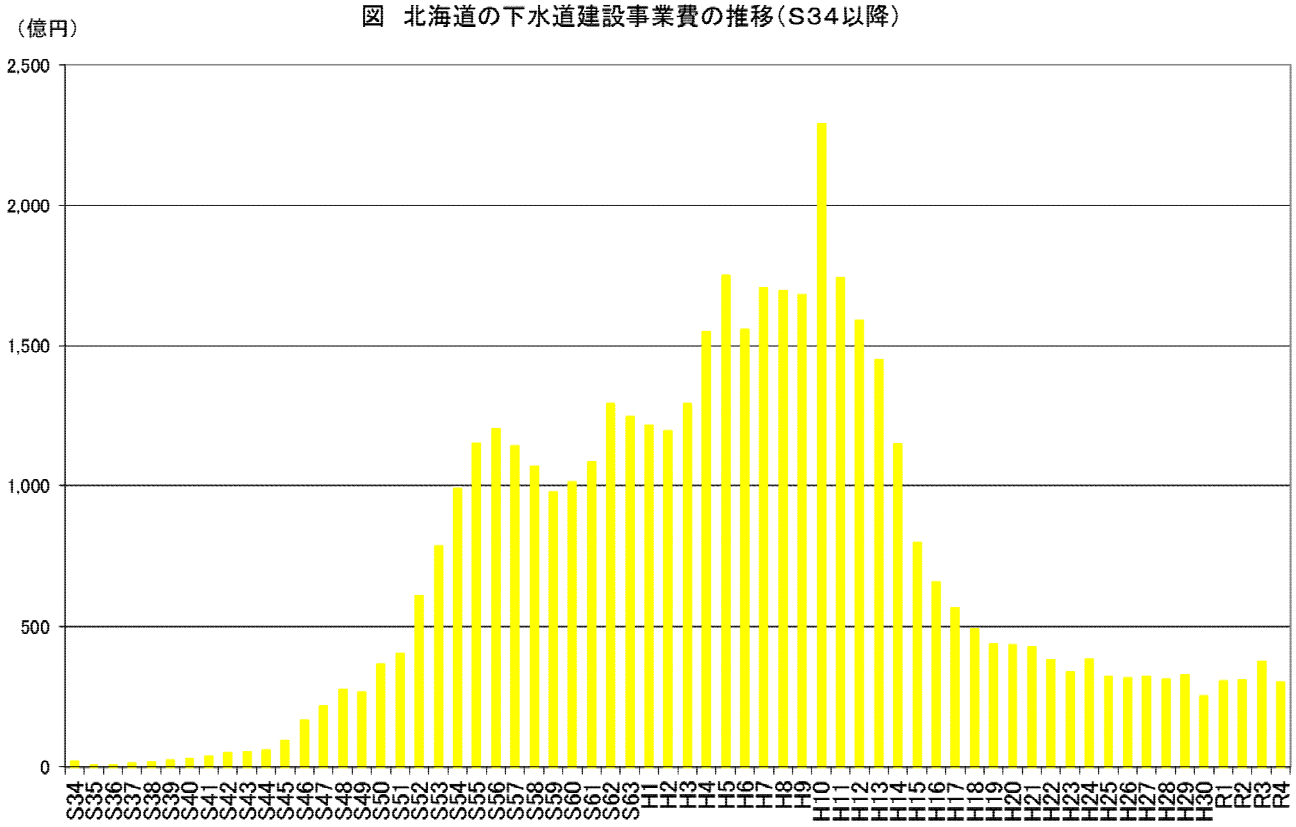

(5) 年　　表

年号	西暦	全国の動き	北海道の動き	摘要
昭和22年度	1947	建設省下水道工事費177万円		
昭和23年度	1948	建設省水道課誕生	函館市着工	
昭和24年度	1949			
昭和25年度	1950	下水道普及促進委員会設置	岩見沢市着工 函館市都市計画下水道事業受益者負担省令	北海道開発庁設置
昭和26年度	1951		札幌市第4期事業着工	北海道開発局設置
昭和27年度	1952	地方公営企業法設定	苫小牧市着工	十勝沖地震
昭和28年度	1953			
昭和29年度	1954			洞爺丸台風
昭和30年度	1955		小樽市，釧路市着工	
昭和31年度	1956	一般公共事業と特別失業対策事業が制度化	室蘭市着工	
昭和32年度	1957	建設省下水道課誕生 水道行政に関する三分割閣議決定 水道法成立		水行政三分割 上水道～厚生省 工業用水道～通産省 下水道～建設省 ただし終末処理場の建設，維持管理は厚生省
昭和33年度	1958	下水道法制定 工業用水道法制定	旭川市，紋別市着工 道の事務分掌 都市計画課～都市計画及び事業決定，都市下水路 河川課～公共下水道管渠部門 環境衛生課～公共下水道処理場部門	
昭和34年度	1959	建設省土木研究所に下水道研究室新設	帯広市着工 豊平町(現札幌市)に道営真駒内団地着工	苫小牧市高砂処理場(簡易処理)処理開始
昭和35年度	1960			
昭和36年度	1961	第1回「下水道と財政」公表 第1回全国下水道促進デー開催(以後毎年開催)	士別市着工 豊平町と札幌市合併 北見市(都市下水路)着工(公共は昭和37年から)	真駒内処理場(高級処理)運転開始
昭和37年度	1962	下水道整備緊急措置法(案)提出		
昭和38年度	1963	生活環境施設整備緊急措置法制定 第1次下水道整備五箇年計画(38～42) 総事業費　4,400億円 下水道　3,300億円 終末処理場　1,100億円	道の事務分掌の変更 都市計画課街路係で公共下水道(処理場を除く)を担当	
昭和39年度	1964		千歳市着工 江別市に道営大麻団地着工 都市計画課下水道係新設	下水道協会発足 青函トンネル着工
昭和40年度	1965	大阪府寝屋川流域下水道着工		
昭和41年度	1966	第2次「下水道と財政」提言		
昭和42年度	1967	下水道行政一元化閣議了解 第2次下水道整備五箇年計画策定(42～46) 事業費　9,300億円 下水道整備緊急措置法制定 公害対策基本法制定	白老町着工 都市計画課下水道係で処理場を担当(衛生部より)	
昭和43年度	1968	都市計画法制定公布 清掃施設整備緊急措置法	恵庭町(現恵庭市)着工	開道100年

年号	西暦	全国の動き	北海道の動き	摘要
昭和44年度	1969		滝川市着工	
昭和45年度	1970	水質汚濁防止法制定 公害対策事業費事業者負担法制定 廃棄物の処理及び清掃に関する法律制定 海洋汚染防止法制定(46～50)	根室市着工 広島町(現北広島市)に道営北広島団地着工	
昭和46年度	1971	第3次下水道整備五箇年計画策定(46～50) 事業費　2兆6000億円 建設省下水道部新設 下水道企画課新設 下水道事業課新設	名寄市，虻田町(現洞爺湖町)着工 湖沼の水質汚染防止のための下水道事業に道費で助成	
昭和47年度	1972	下水道事業センター法制定 下水道事業センター発足	網走市，深川市着工 住宅都市部都市施設課下水道調査係，下水道事業係 北海道下水道歩掛委員会発足	札幌冬季オリンピック大会 札幌市政令指定都市に移行
昭和48年度	1973	第3次下水道財政研究委員会発足 経済社会基本計画閣議決定(48～52) 第3次「下水道と財政」提言 生活扶助世帯に対する水洗便所設置補助金制度 瀬戸内海環境保全臨時措置法制定 公害健康被害補償法制定 水源地域対策特別措置法制定 河川と下水道との管理分担区分の明確化	美幌町，芽室町着工 石狩町(現石狩市)に花畔団地(北海道住宅供給公社)着工	石狩湾新港建設着工
昭和49年度	1974	補助率アップの下水道法施行令一部改正 建設省土木研究所下水道部新設	稚内市，伊達市，音更町，遠軽町，中標津町着工 石狩川流域下水道(中部)着工 都市施設課流域下水道係新設	室蘭市蘭東処理場建設を下水道事業センターに委託
昭和50年度	1975	建設省下水道部組織変更 公共下水道課 流域下水道課 下水道企画課新設 日本下水道事業団発足 特定環境保全公共下水道事業費補助金交付要綱決定 特別の地方債制度(補助金の分割受付制度)を実施	留萌市，池田町，幕別町，釧路村(現釧路町)(公共)着工 南幌町に南幌団地(住宅公社)着工 阿寒町(現釧路市)，七飯町，標津町(特環)着工	
昭和51年度	1976	下水道法一部改正(水質汚濁防止法) 第4次下水道整備五箇年計画策定(51～55) 事業費　7兆5,000億円 55年人口普及率　40%	歌志内市，美瑛町，広尾町，清水町，興部町(公共)着工 千歳市(支笏湖)，別海町，浜頓別町(特環)着工	

年号	西暦	全国の動き	北海道の動き	摘要
昭和52年度	1977	下水道事業用歩掛施行基準調査委員会発足 下水道用歩掛検討委員会発足	奈井江町，当別町，新得町，鷹栖町(公共)，上川町(層雲峡)，門別町(現日高町)，京極町(特環)着工 石狩湾地域特定公共下水道着工 十勝川流域下水道着工 都市計画課に下水道室発足 下水道調査係，公共下水道係，流域下水道係，特定公共下水道係	
昭和53年度	1978	下水道事業積算施工適正化会議発足(全国6ブロック)	北海道東北ブロック会議発足 留辺蘂町(現北見市)，標茶町，斜里町，上磯町(現北斗市)(公共)，津別町，当麻町，和寒町(特環)着工	新・道総合開発計画を決定
昭和54年度	1979	都市計画中央審議会「今後の下水道整備のあり方について」答申 新経済社会7ヵ年計画策定(54～60) 公共投資額　240兆円 下水道事業　18.2兆円 (7.58%) 60年人口普及率　55%	下水汚泥処分検討委員会発足 富良野市，砂川市，美唄市，静内町(現新ひだか町)，東神楽町(公共)，愛別町，歌登町(現枝幸町)，音更町(十勝川温泉)(特環)着工	
昭和55年度	1980	第4次「下水道と財政」提言	札幌市(篠路拓北団地)，芦別市，倶知安町，枝幸町，浦幌町，余市町(公共)，沼田町，比布町(特環)着工 函館湾流域下水道着工	
昭和56年度	1981	第5次下水道整備五箇年計画策定(56～60) 事業費　11兆8,000億円 60年人口普及率　44% 第2次臨時行政調査委員会発足	下水道課発足　6係体制 事業係，工事係，計画係，維持管理係，下水道第一係，下水道第二係 赤平市，登別市，本別町，長沼町(公共)，豊浦町(特環)着工 北海道維持管理担当者会議発足	56年2月7日「北方領土の日」制定
昭和57年度	1982		栗山町，上富良野町(公共)，士幌町(特環)着工 音更町(十勝川温泉)が特環から公共に移管	
昭和58年度	1983	第5次下水道財政研究委員会発足	浦河町，大野町(現北斗市)，南幌町(既成市街地)着工 日本下水道事業団北海道総合事務所発足 札幌市下水道資源公社発足	
昭和59年度	1984	湖沼水質保全特別措置法制定	下水道課　5係制 事業係，計画係，維持管理係，下水道第一係，下水道第二係 七飯町(流域関連)，栗沢町(現岩見沢市)(公共)着工	

年号	西暦	全国の動き	北海道の動き	摘要
昭和60年度	1985	都市計画中央審議会に下水道部会設置 建設省下水道部に下水道管理指導室を設置 第5次「下水道と財政」提言 都市計画中央審議会答申(今後の下水道整備は，いかにあるべきか)	北海道下水道歩掛委員会を解消し北海道下水道技術委員会が発足 長万部町(公共)発足	
昭和61年度	1986	下水道施工令の一部改正(窒素及び燐に係る排除制限等) 下水道整備緊急措置法の一部改正(昭和61年法律第29号) 日本下水道事業団法の一部改正(昭和61年法律第30号) 下水道法施工令の一部改正(建設大臣の権限の一部を都道府県知事に委譲) 第6次下水道整備五箇年計画閣議決定	三笠市(公共)着工 下水道の未着手都市に対する実態調査	
昭和62年度	1987	「下水道使用量算定の基本的考え方」作成 建設省下水道部に下水道事業調整官を設置 下水道処理施設維持管理業者登録規定(昭和62年建設省告示第1348号) 日本電気電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法の実施のための関係法律の整備に関する法律(昭和62年法律第87号)による下水道法の一部改正 公害健康被害補償法の一部を改正する法律(昭和62年法律第87号)附則による下水道法の一部改正	下水道事業未着手市町村対象普及説明会 日高町，網走市(呼人)(特環)着工 小規模下水道を考えるセミナー	北海道新長期総合計画を決定
昭和63年度	1988	下水道法施行令の一部改正(特定施設の追加に伴う所要の措置)	公園下水道課発足 事業係，下水道計画係，下水道第一係，下水道第二係，維持管理係，公園緑地係 占冠村(特環)着工 道による市町村下水道事業推進調査開始(下水道エリアマップ)	青函トンネル開通
平成元年度	1989	下水汚泥広域処理事業の兵庫東エースセンター，大阪北東エースセンターが供用開始 下水道法施工令の一部改正(平成2年度までの補助率カット，同日施行) 下水道法施行令の一部改正(有害物質の追加) 中長期的な下水道管理のあり方委員会報告(下水道維持管理の適正化を目指して)	「下水道事業未着手市町村のための手引」作成 下水道事業未着手市町村対象普及説明会(財政計画) 夕張市，新十津川町(公共)，滝川市(江部乙)(特環)着工 石狩地域都市施設事務所を都市施設事務所へ改称 北海道下水道問題研究委員会発足	はまなす国体開催

年号	西暦	全国の動き	北海道の動き	摘要
平成2年度	1990	都市計画中央審議会答申(今後の下水道計画と管理はいかにあるべきかについて)	美深町(公共)，女満別町(現大空町)，洞爺村(現洞爺湖町)(特環)着工 下水道パネル展(道庁ロビー)	
平成3年度	1991	第7次下水道整備五箇年計画閣議決定 過疎地域活性化特別措置法の一部改正(都道府県過疎代行制度の創設) 下水道整備緊急措置法の一部改正 下水道法施行令の一部改正(事務の簡素化)	下水道利用による積雪対策協議会発足 八雲町，厚岸町，大樹町，上川町，雄武町，下川町(公共)，札幌市(市街化調整区域)，置戸町，豊頃町，常呂町(現北見市)(特環)着工 「下水道代行」置戸町で施行 「はまなす下水道」開始	
平成4年度	1992	経済審議答申(生活大国5箇年計画－地球社会との共存をめざして)	旭川市水緑景観モデル事業(永山せせらぎ通り)が「環境100選」(建設省)に認定される。 北見市が「第1回建設大臣賞(いきいき下水道賞)」(下水道資源利用部門)を受賞 北檜山町(現せたな町)，鵡川町(現むかわ町)(公共)，新冠町，上士幌町，端野町(現北見市)，中札内村，黒松内町，大滝村(現伊達市)，東藻琴村(現大空町)，鹿追町(然別湖畔)，倶知安町(ひらふ)，北見市(若松他)(特環)着工 「下水道代行」大滝村(現伊達市)，東藻琴村(現大空町)で施行 「北海道の下水道21世紀構想」検討委員会発足 「下水道等施設整備検討委員会」発足	
平成5年度	1993	下水道法施行令の一部改正(A版化及び簡素化) 財政制度審議会答申(生活環境整備(下水道含む)が重点項目とされる)	公園下水道課　7係制 事業係，管理係，下水道計画係，下水道第一係，下水道第二係，維持管理係，公園緑地係 江差町(公共)，佐呂間町，様似町，東川町，三石町(新ひだか町)，剣淵町，風連町(現名寄市)，中頓別町，興部町(沙留)，白老町(社台)，大野町(現北斗市)(稲里他)(特環)着工 「下水道代行」剣淵町，風連町(現名寄市)で施行 札幌市が「第2回建設大臣賞(いきいき下水道賞)」(下水道資源利用部門)を受賞	釧路沖地震 北海道南西沖地震

年号	西暦	全国の動き	北海道の動き	摘要
平成6年度	1994	公共投資基本計画閣議決定	白糠町，羽幌町，弟子屈町，足寄町，早来町(現安平町)，増毛町(公共)，ニセコ町，朝日町(現士別市)，音別町(現釧路市)，中富良野町，南富良野町，陸別町，西興部村，稚内市(声問)（特環)着工 「下水道代行」中富良野町，南富良野町，陸別町，西興部村で施行　置戸町，東藻琴村(現大空町)が完了	北海道東方沖地震
平成7年度	1995	都市計画中央審議会答申(今後の下水道と管理は，いかにあるべきかについて)	主査(下水道調整)の設置 乙部町，熊石町(現八雲町)，瀬棚町(現せたな町)，真狩村，小平町，天塩町，滝上町，浜中町，帯広市(大正)，美幌町(報美)(特環)着工 「下水道代行」乙部町，熊石町(現八雲町)，瀬棚町(現せたな町)，真狩村，滝上町で施行 旭川市，北見市が「第4回建設大臣賞(いきいき下水道賞)」(下水道資源利用部門)を受賞 下水道移動パネル展(留萌市) 北海道下水道問題研究委員会を解消し北海道下水道施策検討会議が発足	
平成8年度	1996	第8次下水道整備五箇年計画閣議決定 下水道整備緊急措置法の一部改正 下水道法施行令の一部改正(汚泥等の適切な処理に関する下水道管理者責務の明確化，下水道施設の有する空間の有効利用)	森町(公共)，知内町，寿都町，喜茂別町，赤井川村，上砂川町，浦臼町，遠別町，幌延町，追分町(現安平町)，えりも町，紋別市(一本松)，斜里町(ウトロ)，中標津町(養老牛温泉)(特環)着工 「下水道代行」知内町，寿都町，喜茂別町，赤井川村，遠別町，幌延町で施行 旭川市下水道促進協力会が「第5回建設大臣賞(いきいき下水道)」(下水道普及啓発活動部門9を受賞 下水道移動パネル展(江差町)	

年号	西暦	全国の動き	北海道の動き	摘要
平成9年度	1997	公共事業コスト縮減対策に関する行動指針策定 財政構造改革の推進に関する特別措置法施行 下水道整備緊急措置法改正(第8次下水道整備五箇年計画を七箇年に延伸) 建設省下水道部が下水道ホームページを開設 (国土交通省下水道部のホームページ http://www.mlit.go.jp/crd/city/sewerage/)	住宅都市部と土木部が統合され建設部となる 今金町(公共)，奥尻町，豊富町，利尻町，上湧別町(現湧別町)，湧別町，更別村，奈井江町(向ヶ丘)，長沼町(12区)，浦幌町(吉野)（特環)着工 「下水道代行」奥尻町，豊富町，利尻町，上湧別町，湧別町，更別村で施行，剣淵町，風連町(現名寄市)，大滝村(現伊達市)，陸別町が完了 札幌市が「第6回建設大臣賞(いきいき下水道賞)」(下水道資源利用部門)を受賞 下水道等施設整備検討委員会を解消し生活排水施設整備委員会が発足 湖沼汚濁防止下水道事業と特定観光地下水道事業(はまなす下水道)の両補助制度を統合し，地球環境保全下水道事業を創設 下水道移動パネル展（岩内町)	第3次北海道長期総合計画を決定
平成10年度	1998	財政構造改革の推進に関する特別措置法の凍結 地方分権推進委員会報告 下水道懇談会が水循環における下水道の役割について答申 下水道事業の再評価及び新規採択時評価システムの導入 環境ホルモンの実態調査を実施	厚真町(公共)，上ノ国町，大成町(現せたな町)，泊村，苫前町，礼文町，利尻富士町，富良野市(山部)(特環)着工 「下水道代行」上ノ国町，大成町(現せたな町)，泊村，礼文町，利尻富士町で施行，中富良野町，南富良野町，西興部村が完了 浜頓別町が特環から公共に移管 「第7回建設大臣賞(いきいき下水道賞)」の水環境回復部門で釧路市が，また下水道普及啓発活動部門で札幌市がそれぞれ受賞 下水道移動パネル展（静内町)	
平成11年度	1999	新世代下水道支援事業制度の創設 コンピューター2000年問題で対応の徹底をはかる 下水道政策研究委員会を設置 下水道マンホール安全対策の手引き(案)まとまる 建設省が地下埋設管路の浅層埋設で通知	公園下水道課　5係5主査制 事業調整係，下水道計画係，下水道技術係，維持管理係，公園緑地係，主査(事業予算)，主査(流域下水道)，主査(下水道調整)，主査(指導)，主査(公園計画) 岩内町，古平町(公共)，厚田村(現石狩市)，留寿都村，共和町(特環)着工 「下水道代行」「古平町，厚田村(現石狩市)，留寿都村，共和町で施行，瀬棚町(現せたな町)，真狩村，滝上町が完了	

年号	西暦	全国の動き	北海道の動き	摘要
平成12年度	2000	省庁再編により建設省，運輸省，国土庁，北海道開発庁が統合され国土交通省に	木古内町(公共)，戸井町，丸瀬布町(現遠軽町)，白滝村(現遠軽町)(特環)着工 「下水道代行」戸井町(現函館市)，丸瀬布町(現遠軽町)，白滝村(現遠軽町)着工　知内町，乙部町，熊石町(現八雲町)，寿都町，喜茂別町，赤井川村，遠別町，幌延町が完了 女満別町(現大空町)が特環から公共に移管 下水道移動パネル展（倶知安町）	
平成13年度	2001	特定化学物質の環境への排水量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)施行 下水道法施工令の一部改正(特定事業場からの公共用水域への排出水に係る水質規制の対象に「ほう素及びその化合物」並びに「アンモニア，アンモニウム化合物，亜硝酸化合物及び硝酸化合物」が追加) 管更生の手引き(案)まとまる 小泉内閣の構造改革により，公共事業の見直し等がうたわれる	公園下水道課5係4主査制 事業調整係，下水道計画係，下水道技術係，維持管理係，公園緑地係，主査(事業予算)，主査(流域下水道)，主査(指導)，主査(公園計画) 共和町(公共)着工 「下水道代行」奥尻町，豊富町，利尻町，上湧別町(現湧別町)，湧別町，更別村が完了 下水道移動パネル展（森町）	
平成14年度	2002	下水道土木工事共通仕様書(案)がまとまる(H14.7)	公園下水道課5係5主査制 平成13年度に国の再評価により補助が中止となった興部町，当麻町が平成14年度に補助新規として改めて採択 美唄市(特環)，八雲町(特環)，新十津川町(特環)着工 「下水道代行」上ノ国町，大成町(現せたな町)，泊村，礼文町，利尻富士町が完了 下水道移動パネル展（早来町）	
平成15年度	2003	下水道事業補助(目)の目細の再編がなされた 「社会資本整備重点計画」が閣議決定(H15.10.10) 下水道施行令の一部改正（構造の技術上の基準を定め、計画放流水質の規定を設けた等） 地方自治法の一部を改正する法律において、公の施設の管理に関する指定管理者制度が創設された（H15.6.13）	北海道グループ制公園下水道課事業G、公園緑地G、下水道Gの3グループ制 北海道地方下水道ビジョン策定 「下水道代行」古平町，厚田村(現石狩市)，留寿都村が完了 下水道移動パネル展（古平町） 「合流式下水道緊急改善計画策定」帯広市	平成15年十勝沖地震

年号	西暦	全国の動き	北海道の動き	摘要
平成16年度	2004		「下水道代行」丸瀬布町(現遠軽町)、白滝村(現遠軽町)が完了 全道みな下水道構想リニューアルプラン策定 「合流式下水道緊急改善計画策定」札幌市他14市町村	函館市、戸井町、恵山町、椴法華村、南茅部町が合併し、 212市町村から208市町村となる。(H16.12.1)
平成17年度	2005	「ディスポーザー導入時の影響判定の考え方」をホームページに公表	「下水道代行」函館市（旧戸井町）が完了 全道みな下水道アクションプログラム策定 有機系一般廃棄物利用促進に向けた基礎調査とりまとめ	平成18年3月31日までに21地域で合併し208市町村から180市町村となった
平成18年度	2006	下水道の地震対策マニュアル改訂 下水道総合浸水対策緊急事業実施要綱策定 「下水道未普及解消クイックプロジェクト」発足	まちづくり局都市環境課に統合 石狩川流域下水道でディスポーザー導入を前提とした事業認可承認 滝川市ディスポーザー導入開始	
平成19年度	2007	下水道中期ビジョン～「循環のみち」の実現に向けた１０年間の取り組み～とりまとめ	苫前町「下水道未普及解消クイックプロジェクト」にノミネート 日本最北端の処理場供用開始（H20.3.31）「礼文町：船泊アクアプラント」	
平成20年度	2008	「社会資本整備重点計画」平成21年3月31日閣議決定	北海道地方下水道ビジョン「北の大地を支える持続可能な下水道」平成21年3月策定 伊達市広域ＭＩＣＳ事業完成　平成21年4月供用開始	
平成21年度	2009	下水道総合地震対策事業の創設	遠軽町、標茶町「下水道未普及解消クイックプロジェクト」にノミネート	平成21年10月5日に上湧別町と湧別町が合併し180市町村から179市町村となった
平成22年度	2010	「社会資本整備総合交付金」平成22年4月1日創設 浸水被害軽減対策に関する事業の統合	社会資本整備計画「北の大地を支える持続可能な下水道（北海道地方下水道ビジョン）」平成22年10月18日策定 今金町ＭＩＣＳ事業完成 平成22年4月供用開始	
平成23年度	2011	「地域自主戦略交付金」平成23年4月1日創設	都道府県構想「全道みな下水道構想Ⅲ」平成24年3月26日策定 北広島市新世代下水道支援事業が平成23年度国土交通大臣賞（循環のみち下水道賞）を受賞	

年号	西暦	全国の動き	北海道の動き	摘要
平成24年度	2012	日本経済再生に向けた緊急経済対策において、国土強靭化を推進、インフラの老朽化対策、防災・減災対策に対し、防災安全交付金を配分（平成25年1月11日）	下水道法の一部改正（権限委譲）に伴う条例改正（構造上の基準等） 石狩川流域下水道でＭＩＣＳを実施することについて、国交省から了解された（H27供用開始予定）	
平成25年度	2013	下水道施設等の計画規模を越える降雨に対する被害の最小化を図る取組を一層推進するため、河川管理者や下水道管理者等による浸水対策に加え、関係住民等の参画の下、浸水被害の軽減を図るために実施する取組を定めた計画を「100mm/h安心プラン」として地域の自主的な取組を促進	十勝川流域下水道でＭＩＣＳを実施することについて、国交省から了解された（H30供用開始予定） 恵庭市バイオマス利活用の取組が平成25年度国土交通大臣賞（循環のみち下水道賞）を受賞	
平成26年度	2014	持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル策定 下水道施設の耐震対策指針が改訂	社会資本整備計画「北の大地を支える持続可能な下水道（北海道地方下水道ビジョン）」、「北の大地を支える持続可能な下水道（防災・安全）（北海道地方下水道ビジョン）」の2期計画を策定（平成27年3月30日）	
平成27年度	2015	下水道法の一部が改正され、浸水被害対策区域制度、雨水公共下水道制度、維持修繕基準が創設された。また、下水汚泥の燃料・肥料への再生利用の努力義務化や民間事業者による熱交換器の設置の規制緩和災害時維持修繕協定制度、協議会制度、日本下水道事業団法の改正が行われた	汚水処理施設整備の早期概成を目的として、全道みな下水道構想Ⅲのアクションプランを改定 石狩川流域下水道ＭＩＣＳ事業完成　平成27年4月供用開始 岩見沢地区汚泥利用組合の下水道資源循環型農業が平成27年度国土交通大臣賞（循環のみち下水道賞（ネクサス部門））を受賞	
平成28年度	2016	GKPが企画・監修する「マンホールカード」第1弾の配布開始（平成28年4月1日）	奥尻町ＭＩＣＳ事業完成 羽幌町広域ＭＩＣＳ事業完成 平成28年4月供用開始	

年号	西暦	全国の動き	北海道の動き	摘要
平成29年度	2017	国土交通省が「新下水道ビジョン加速戦略」を公表 （平成29年8月10日） 「Ｇアラート」運用開始 （平成29年9月1日） 国土交通省ほか3省連名で「広域化・共同化計画」について、平成34年度までに策定するよう要請があった （平成30年1月17日）	厚岸町ＭＩＣＳ事業完成 平成29年4月供用開始 北海道と下水道事業を実施している道内全市町村(札幌市を除く)と(公社)日本下水道管路管理業協会及び(一社)全国上下水道コンサルタント協会が災害時維持修繕協定を締結 （平成30年3月23日） 社会資本整備計画「北の大地を支える持続可能な下水道（北海道地方下水道ビジョン）（重点）」、「北の大地を支える持続可能な下水道（防災・安全）（北海道地方下水道ビジョン）（重点）」の計画を策定 （平成30年3月30日）	
平成30年度	2018	下水道広域化推進総合事業の創設（旧汚水処理施設共同整備事業（MICS）を含めた事業の創設）	十勝川流域ＭＩＣＳ事業完成 平成30年4月供用開始 都道府県構想「全道みな下水道構想Ⅳ」平成31年3月策定	北海道胆振東部地震 （平成30年9月6日）
令和元年度	2019	雨天時浸入水対策ガイドライン（案）の公表	社会資本整備計画「北の大地を支える持続可能な下水道」、「北の大地を支える持続可能な下水道（重点）」、「北の大地を支える持続可能な下水道（防災・安全）」、「北の大地を支える持続可能な下水道（防災・安全）（重点）」の3期計画を策定 （令和2年2月10日） 全道みな下水道構想Ⅳアクションプログラム策定 （令和2年3月30日） 岩見沢市ＭＩＣＳ事業完成 根室市ＭＩＣＳ事業完成 平成31年4月供用開始	新型コロナウイルスの世界的流行
令和２年度	2020	流域治水プロジェクトの推進について（令和2年6月10日） 河川管理者、下水道管理者、都道府県、市町村等からなる協議会を設置	岩内町ＭＩＣＳ事業完成 八雲町ＭＩＣＳ事業完成 長万部町ＭＩＣＳ事業完成 白老町ＭＩＣＳ事業完成 令和2年4月供用開始	
令和３年度	2021	特定都市河川浸水被害対策法等の一部が改正され、降雨量の増大等に対応したハード整備の加速化や治水計画の見直しに加え、上流・下流や本川・支川の流域全体を俯瞰し、国・自治体・企業・住民等の関係者が協働して取り組む「流域治水」の実効性を高める法的枠組みを確立 新型コロナウイルス感染拡大防止の対応を強化	都市代謝施設の集約化を活かした資源循環・有効利用の取り組みが、令和3年度国土交通大臣賞（循環のみち下水道賞グランプリ）を受賞 雄武町ＭＩＣＳ事業完成 令和3年4月供用開始	

年号	西暦	全国の動き	北海道の動き	摘要
令和４年度	2022	下水道脱炭素化推進事業の創設（グリーン化の推進） 内水浸水リスクマネジメント推進事業の創設（リスク情報空白地の解消） 下水道情報デジタル化支援事業の創設（下水道ＤＸの推進） 下水道広域化推進総合事業の拡充（広域化・共同化の促進） 下水道整備推進重点化事業の拡充（未普及対策の加速化）	「全道みな下水道構想Ｖ」及び「北海道　汚水処理施設広域化・共同化計画」策定（令和5年3月20日公表） 浦河町ＭＩＣＳ事業完成 令和4年4月供用開始	

２　下水道の動き

(1) 中小町村の下水道事業

道内の町村部の令和４年度末の下水道処理人口普及率は 66.9%であり、市部の 97.1%に比べ低い状況にあることから、今後はこれら中小町村での快適な環境づくりのための下水道整備を重点的に行なう必要があり、北海道全体の活性化を図るうえでも不可欠となっている。

下水道の事業手法としては、都市計画区域を対象とした公共下水道事業のほかに、昭和 50 年に「下水道整備緊急措置法」 の一部改正が行われ制度化された特定環境保全公共下水道事業がある。また下水道以外の集合処理手法として農業集落排水整備事業や漁業集落排水整備事業など、個別処理手法として浄化槽整備と、すべての道民が快適な生活環境を享受できるよう進めている。

道では、各市町村での効率的整備のため庁内関係部で「生活排水施設整備連絡会議」を設置し、普及促進や事業手法の調整などを進めている。また道費補助や代行事業の実施など様々な形での推進を図っている。

(2) 北海道が支援する下水道事業

①　地域環境保全下水道事業

平成９年度に道はそれまでの湖沼汚濁防止下水道事業と特定観光地下水道事業 （はまなす下水道） の両道費補助制度を統合し、地域環境保全下水道事業を創設した。

これにより、自然公園などにある閉鎖性湖沼の水質保全や観光地の優れた自然を守るなど、地域の環境を保全するため、これらの地域で市町村が行う公共下水道事業の整備を促進する。

イ　閉鎖性湖沼における下水道事業

昭和 46 年度より、湖沼の水質汚濁防止下水道事業の促進を図るため、予算の範囲内で補助を行ってきた。平成 10 年度までに９箇所 （8 市町村、7 湖沼） において整備の促進を図っている。

表　年次別新規箇所

年　度	昭和 46 年度	昭和 50 年度	昭和 51 年度	昭和 62 年度	平成２年度	平成４年度
都市名(湖沼名)	虻田町(現洞爺湖町)(洞爺湖)	阿寒町(現釧路市)(阿寒湖) 七飯町(大沼)	千歳市(支笏湖)	網走市(網走湖)	女満別町(現大空町)(網走湖) 洞爺村(現洞爺湖町)(洞爺湖)	網走市(能取湖) 鹿追町(然別湖)

ロ　観光地における下水道事業 （はまなす下水道）

北海道の優れた自然環境を守り、道内外から訪れる観光客に快適な宿泊環境等を提供するため、観光地における下水道整備が課題となっていたため、平成３年度から、道は予算の範囲内において、観光地で市町村が行う公共下水道事業に対して補助を行なっており、これを「はまなす下水道」の愛称で呼んでいる。

これまでに、倶知安町 （比羅夫)、斜里町 （ウトロ）及び中標津町 （養老牛温泉）の事業計画策定費に、また、倶知安町 （比羅夫)、東川町 （旭岳温泉)、斜里町 （ウトロ）及び中標津町 （養老牛温泉） の起債償還費に補助を行っている。

②　都道府県代行制度

過疎市町村の下水道事業を支援するため、都道府県が過疎市町村に代わって処理場、管渠等の根幹的施設の建設を行うとともに、費用の一部を負担する都道府県代行制度が平成 3 年度に創設された。

北海道においても、平成 3 年度から平成 20 年度までに 38 町村がこの制度を活用している。

下水道代行事業実施町村一覧

平成３年度	置戸町	平成９年度	豊富町
平成４年度	大滝村(現伊達市)		利尻町
	東藻琴村 (現大空町)		湧別町
平成５年度	剣淵町		上湧別町 (現湧別町)
	風連町(現名寄市)		奥尻町
平成６年度	中富良野町		更別村
	南富良野町	平成１０年度	泊村
	陸別町		上ノ国町
	西興部村		大成町 (現せたな町)
平成７年度	滝上町		礼文町（香深）
	瀬棚町 (現せたな町)		利尻富士町（鴛泊）
	熊石町(現八雲町)	平成１１年度	厚田村(現石狩市)
	乙部町		共和町
	真狩村		留寿都村
平成８年度	赤井川村		古平町
	幌延町	平成１２年度	丸瀬布町 (現遠軽町)
	遠別町		白滝村(現遠軽町)
	喜茂別町		戸井町(現函館市)
	寿都町	平成１５年度	礼文町（船泊）
	知内町	平成１６年度	利尻富士町（鬼脇）

特定環境保全公共下水道年度別新規箇所数

単位：箇所

区分	全国	北海道	北海道／全国
昭和50年度	10	3	30%
昭和51年度	15	3	20%
昭和52年度	13	3	23%
昭和53年度	13	3	23%
昭和54年度	13	3	23%
昭和55年度	12	2	17%
昭和56年度	10	1	10%
昭和57年度	10	1	10%
昭和58年度	10	0	0%
昭和59年度	10	0	0%
昭和60年度	10	0	0%
昭和61年度	15	0	0%
昭和62年度	25	2	8%
昭和63年度	36	1	3%
平成元年度	45	1	2%
平成2年度	50	2	4%
平成3年度	57	4	7%
平成4年度	96	10	10%
平成5年度	121	10	8%
平成6年度	122	8	7%
平成7年度	110	10	9%
平成8年度	105	13	12%
平成9年度	73	9	12%
平成10年度	60	7	12%
平成11年度	31	3	10%
平成12年度	30	3	10%
平成13年度	28	0	0%
平成14年度	28	3	11%
平成15年度	24	1	4%
平成16年度	17	0	0%
平成17年度	11	1	9%
平成18年度	4	0	0%
平成19年度	5	0	0%
平成20年度	5	0	0%
平成21年度	3	0	0%
平成22年度	4	0	0%
平成23年度	3	0	0%
平成24年度	2	1	50%
平成25年度	2	0	0%
平成26年度	1	0	0%
平成27年度	1	0	0%
平成28年度	1	0	0%
平成29年度	0	0	0%
平成30年度	1	1	100%
令和元年度	0	0	0%
令和2年度	0	0	0%
令和3年度	0	0	0%
令和4年度	0	0	0%

地域環境保全下水道事業費補助金の推移

区分	総事業費（百万円）			箇所	道費補助率
		うち国費	うち道費		
昭和46年度	12.5	5.0	3.8	1	3/10
昭和47年度	35.0	14.0	0.8	1	2/3
昭和48年度	56.3	16.9	3.4	1	2/3
昭和49年度	17.3	7.1	2.4	1	2/3
昭和50年度	153.5	88.1	11.4	3	2/3
昭和51年度	275.5	171.9	21.0	4	2/3
昭和52年度	479.3	300.8	18.9	4	2/3
昭和53年度	1,100.9	669.9	45.3	4	2/3
昭和54年度	1,646.4	1,006.0	72.0	4	2/3
昭和55年度	2,103.1	1,269.2	103.0	4	2/3
昭和56年度	2,178.2	1,283.3	124.4	4	2/3
昭和57年度	2,106.2	1,248.2	139.2	4	2/3
昭和58年度	2,514.6	1,420.1	161.8	4	2/3
昭和59年度	2,371.7	1,284.7	163.1	4	2/3
昭和60年度	2,736.5	1,467.4	198.6	4	2/3
昭和61年度	2,957.1	1,592.3	218.0	4	2/3
昭和62年度	2,062.7	1,025.5	202.5	5	2/3
昭和63年度	1,783.8	810.5	170.4	5	2/3
平成元年度	1,336.2	523.7	177.3	5	2/3
平成 2年度	1,376.5	527.6	181.5	7	2/3
平成 3年度	1,892.7	571.5	208.2	7	2/3
平成 4年度	2,137.6	932.0	226.1	9	2/3
平成 5年度	2,348.3	1,041.7	272.4	9	2/3
平成 6年度	2,831.6	1,355.7	297.6	9	2/3
平成 7年度	1,796.3	537.5	257.3	9	2/3
平成 8年度	2,153.6	879.3	280.3	9	2/3
平成 9年度	2,482.1	1,065.2	296.4	9	2/3
平成10年度	2,396.5	1,014.2	296.3	9	2/3
平成11年度	1,190.4	211.9	262.4	9	2/3
平成12年度	946.8	81.3	267.3	9	2/3
平成13年度	406.1	101.1	270.7	9	2/3
平成14年度	414.5	101.3	276.2	9	2/3
平成15年度	422.5	103.3	281.7	9	2/3
平成16年度	424.1	177.7	253.2	9	6/10
平成17年度	395.3	146.9	217.4	9	5.5/10
平成18年度	401.6	96.4	200.8	9	1/2
平成19年度	399.8	0.0	199.9	9	1/2
平成20年度	384.3	0.0	192.1	9	1/2
平成21年度	370.4	0.0	185.2	9	1/2
平成22年度	327.7	0.0	163.9	9	1/2
平成23年度	305.1	0.0	152.5	9	1/2
平成24年度	271.6	0.0	135.4	9	1/2
平成25年度	122.5	0.0	122.5	9	1/2
平成26年度	107.1	0.0	107.1	9	1/2
平成27年度	96.2	0.0	96.2	9	1/2
平成28年度	83.9	0.0	83.9	9	1/2
平成29年度	72.1	0.0	72.1	9	1/2

平成30年度	64.8	0.0	64.8	9	1/2
令和元年度	60.1	0.0	60.1	9	1/2
令和２年度	55.5	0.0	55.5	9	1/2
令和３年度	52.6	0.0	52.6	9	1/2
令和４年度	48.4	0.0	48.4	9	1/2

特定観光地下水道事業費補助金(はまなす下水道)交付状況

（単位：千円）

年度	事業費	道費	事業箇所					
			事業計画策定費補助		起債償還費補助			
平成3年度	2,730	910	倶知安町（比羅夫）					
平成4年度	19,500	6,500	倶知安町（比羅夫）	斜里町（ウトロ）				
平成5年度	14,331	4,614	斜里町（ウトロ）		倶知安町（比羅夫）			
平成6年度	2,024	1,793			倶知安町（比羅夫）	東川町（旭岳温泉）		
平成7年度	8,467	7,561			倶知安町（比羅夫）	東川町（旭岳温泉）		
平成8年度	49,226	24,734	斜里町（ウトロ）	中標津町（養老牛温泉）	倶知安町（比羅夫）	東川町（旭岳温泉）		
平成9年度	26,665	23,885			斜里町（ウトロ）	中標津町（養老牛温泉）	倶知安町（比羅夫）	東川町（旭岳温泉）
平成10年度	39,397	34,704			斜里町（ウトロ）	中標津町（養老牛温泉）	倶知安町（比羅夫）	東川町（旭岳温泉）
平成11年度	55,918	48,738			斜里町（ウトロ）	中標津町（養老牛温泉）	倶知安町（比羅夫）	東川町（旭岳温泉）
平成12年度	84,567	73,088			斜里町（ウトロ）	中標津町（養老牛温泉）	倶知安町（比羅夫）	東川町（旭岳温泉）
平成13年度	89,096	76,880			斜里町（ウトロ）	中標津町（養老牛温泉）	倶知安町（比羅夫）	東川町（旭岳温泉）
平成14年度	51,095	41,938			斜里町（ウトロ）	中標津町（養老牛温泉）	東川町（旭岳温泉）	
平成15年度	29,121	22,395			斜里町（ウトロ）	中標津町（養老牛温泉）		
平成16年度	36,467	28,243			斜里町（ウトロ）	中標津町（養老牛温泉）		
平成17年度	31,150	27,047			斜里町（ウトロ）	中標津町（養老牛温泉）		
平成18年度	36,068	25,731			斜里町（ウトロ）	中標津町（養老牛温泉）		
平成19年度	33,636	10,000			斜里町（ウトロ）			
平成20年度	35,084	10,000			斜里町（ウトロ）			
平成21年度	36,096	10,000			斜里町（ウトロ）			
平成22年度	36,938	10,000			斜里町（ウトロ）			
平成23年度	37,422	9,763			斜里町（ウトロ）			
平成24年度	0	0						
平成25年度	0	0						
平成26年度	0	0						
平成27年度	0	0						
平成28年度	0	0						
平成29年度	0	0						
平成30年度	0	0						
令和元年度	0	0						
令和2年度	0	0						
令和3年度	0	0						
令和4年度	0	0						

過疎下水道代行事業概要

年度	町村名	地域要件 ※1	国勢調査人口 ※2	財政力指数 ※3	負担割合	大臣指定	供用開始	事業費	国費	下水道計画 計画諸元 上段：全体 下段：認可 面積(ha)	人口(人)	水量(m³/日)	根幹的施設概要 処理方式	処理能力(m³/日)	系列数	幹線管渠(km)	ポンプ場	マンホールポンプ
H3	置戸町	B、下	4,901 (1)	0.16 (1)	1/2	H3.10.22	H7.3.31	1,843.6	959.4	155.0 155.0	3,000 3,000	1,140 1,140	OD	1,140 1,140	2 2	4.0		1
H4	大滝村(現伊達市)	公、下	2,145 (1)	0.12 (1)	1/2	H4.9.11	H10.3.31	3,627.0	1,860.4	98.0 91.0	2,200 2,200	1,440 1,440	OD	1,440 1,440	2 2	10.0	1	4
	東藻琴村(現大空町)	公	3,056 (1)	0.16 (1)	1/2	H4.9.11	H7.3.31	1,132.2	566.1	109.0 98.0	2,000 2,000	820 820	—	網走市に接続		16.0		6
H5	剣淵町	下	4,703 (1)	0.13 (1)	1/2	H5.8.12	H9.4.7	2,129.6	1,112.3	125.0 115.0	1,900 1,800	940 680	OD	940 940	2 2	4.5		2
	風連町(現名寄市)	下	6,418 (1)	0.16 (1)	1/2	H5.8.12	H9.8.1	2,494.2	1,293.2	194.0 148.0	3,500 2,400	1,760 1,320	OD	1,785 1,785	2 2	5.2		3
H6	中富良野町	公、下、リ	6,331 (1)	0.14 (1)	1/2	H6.7.22	H11.3.31	2,551.0	1,331.0	180.0 93.0	3,500 2,200	1,725 971	OD	1,800 1,200	3 2	3.3		
	南富良野町	公、下、リ	3,650 (1)	0.13 (1)	1/2	H6.7.22	H11.3.31	3,395.6	1,752.9	175.4 123.7	2,550 2,145	1,735 1,439	OD	1,735 1,735	3 3	9.5		7
	陸別町	下	3,902 (1)	0.14 (1)	1/2	H6.7.22	H10.4.1	1,766.2	927.2	125.0 99.0	3,000 2,300	1,250 1,130	OD	1,300 1,300	2 2	2.4		1
	西興部村	公	1,310 (1)	0.09 (1)	1/2	H6.7.22	H10.10.1	1,861.0	972.2	80.0 80.0	1,100 1,100	470 470	OD	470 470	2 2	6.9		2
H7	滝上町	公、下	4,499 (1)	0.13 (1)	1/2	H7.6.8	H12.3.1	2,904.0	1,515.3	210.0 98.0	3,500 2,100	1,910 1,170	OD	1,950 1,300	3 2	5.8		3
	瀬棚町(現せたな町)	公	3,191 (1)	0.09 (1)	1/2	H7.6.8	H12.3.31	1,956.0	1,030.6	169.0 92.0	2,100 2,100	1,756 1,514	OD	1,800 1,800	2 2	1.5		1
	熊石町(現八雲町)	公	4,909 (1)	0.11 (1)	1/2	H7.6.8	H13.3.30	5,507.0	2,828.0	200.0 90.0	4,000 2,500	2,730 1,775	OD	2,730 1,820	3 2	12.6		9
	乙部町	公	6,011 (1)	0.14 (1)	1/2	H7.6.8	H13.3.30	3,786.0	1,977.5	141.7 66.8	4,260 2,510	2,670 1,880	OD	2,700 2,025	4 3	4.9		4
	真狩村	公	2,826 (1)	0.10 (1)	1/2	H7.6.8	H11.11.1	2,005.0	1,058.7	85.0 85.0	1,800 1,800	830 830	OD	900 900	2 2	2.1		1
H8	赤井川村	下	1,470 (1)	0.11 (1)	1/2	H8.7.18	H12.12.1	1,511.0	789.2	110.0 110.0	900 900	430 430	OD	430 430	2 2	4.4		1
	幌延町	公	3,327 (1)	0.15 (1)	1/2	H8.7.18	H12.11.1	2,460.0	1,293.7	99.8 99.8	2,200 2,100	1,230 1,100	OD	1,230 1,230	2 2	1.9		
	遠別町	公	4,414 (1)	0.15 (1)	1/2	H8.7.18	H12.10.3	1,992.0	1,052.9	112.0 83.0	3,200 2,700	1,440 1,210	OD	1,440 1,440	2 2	2.2		1
	喜茂別町	公	3,240 (1)	0.18 (1)	1/3	H8.7.18	H13.3.31	2,129.0	1,115.6	117.0 73.0	2,400 1,680	1,100 682	OD	1,100 1,100	2 2	2.8		1
	寿都町	公	4,858 (1)	0.18 (1)	1/3	H8.7.18	H13.3.30	2,421.0	1,281.0	117.0 49.8	2,800 1,720	1,430 910	嫌気好気	1,430 1,073	4 3	2.4	1	
	知内町	公	6,383 (1)	0.41 (1)	1/3	H8.7.18	H13.3.30	3,837.0	1,977.0	230.0 97.0	4,350 1,800	2,374 806	OD	2,400 1,200	4 2	10.3		12
H9	豊富町	公	5,504 (2)	0.15 (2)	1/2	H9.8.26	H14.3.11	2,452.0	1,278.5	148.0 80.0	3,700 2,600	1,690 1,200	OD	1,690 1,690	2 2	2.5		1
	利尻町	公	4,102 (2)	0.08 (2)	1/2	H9.8.26	H14.3.15	2,331.4	1,219.9	103.0 89.0	3,100 2,800	1,428 1,308	OD	1,500 1,500	2 2	3.9		7
	湧別町	公	5,531 (2)	0.16 (2)	1/2	H9.8.26	H14.3.29	4,036.2	2,092.0	240.0 98.0	2,600 1,700	1,170 760	OD	3,390 1,930	4 2	6.7		2
	上湧別町(現湧別町)	公（隣接）	6,511 (2)	0.18 (2)	1/2	H9.8.26	H14.3.29	1,793.2	896.6	320.0 98.0	4,800 2,200	2,200 1,110	—	湧別に接続		12.8		3
	奥尻町	公	4,301 (2)	0.14 (2)	1/2	H9.8.26	H14.3.29	2,693.0	1,400.1	80.0 46.0	2,400 1,100	1,500 1,300	OD	1,500 1,500	2 2	3.5		6
	更別村	下	3,350 (2)	0.16 (2)	1/2	H9.8.26	H13.10.1	1,532.4	806.2	133.0 99.0	1,800 1,700	850 800	OD	850 850	2 2	2.2		1
H10	泊村	公	2,129 (2)	1.93 (3)	1/3	H10.12.17	H15.4.1	1,870.2	967.9	50.0 50.0	1,500 1,500	1,020 1,020	OD	540 540	1 1	3.4		6
	上ノ国町	公	7,293 (2)	0.14 (3)	1/2	H10.8.5	H15.3.31	2,986.6	1,516.2	172.0 95.0	4,500 2,400	2,283 1,002	OD	9,000 3,000	6 2	10.6		11
	大成町(現せたな町)	公	2,919 (2)	0.09 (3)	1/2	H10.8.5	H15.3.31	1,372.8	718.0	70.0 59.2	2,100 1,780	890 760	OD	890 890	1 1	2.1		3
	礼文町（香深）	公	4,375 (2)	0.09 (3)	1/2	H10.8.5	H15.3.31	3,046.2	1,582.6	78.0 43.0	3,100 1,800	1,670 880	OD	1,670 1,030	2 1	5.8		8
	利尻富士町（鴛泊）	公	4,398 (2)	0.10 (3)	1/2	H10.8.5	H15.3.28	1,875.0	985.0	97.0 97.0	2,280 2,280	1,279 1,279	OD	1,280 1,280	2 2	4.2		4
H11	厚田村(現石狩市)	公	2,947 (2)	0.17 (4)	1/2	H11.7.7	H15.8.31	1,550.2	825.8	40.0 40.0	1,100 1,100	620 620	嫌気好気	620 620	1 1	0.8		1
	共和町	公	7,430 (2)	0.22 (4)	1/3	H11.6.9	H17.3.31	4,450.0	2,296.3	210.0 99.0	3,750 1,950	1,501 781	OD	11,937 3,979	6 2	18.5		11
	留寿都村	リ	2,388 (2)	0.30 (4)	1/3	H11.7.7	H16.4.1	2,651.0	1,381.3	107.0 99.0	1,900 1,900	1,400 1,140	OD	1,400 1,400	2 2	4.7		1
	古平町	公	4,654 (2)	0.17 (4)	1/3	H11.6.9	H16.3.31	3,868.0	1,999.8	165.0 99.0	4,800 2,900	3,150 1,304	OD	3,180 2,120	3 2	4.8	1	1
H12	丸瀬布町(現遠軽町)	下	2,342 (2)	0.12 (5)	1/2	H12.6.21	H16.11.1	2,000.0	1,054.0	94.0 82.0	2,505 2,404	900 890	OD	900 900	2 2	3.1		
	白滝村(現遠軽町)	下	1,502 (2)	0.10 (5)	1/2	H12.6.21	H17.3.31	1,216.0	634.7	61.0 50.0	1,000 880	450 360	OD	450 450	2 2	2.3		
	戸井町(現函館市)	公	4,227 (2)	0.11 (5)	1/2	H12.10.12	H17	2,300.0	1,150.0	120.0 95.0	4,200 3,400	1,806 1,462	—	函館市に接続		12.7		11
H15	礼文町（船泊）	公	3,856 (3)	0.11 (6)	1/2	H15.4.11	H19	1,000.0	533.4	29.0 29.0	1,500 1,500	400 400	OD	430 430	1 1	0.7		1
H16	利尻富士町（鬼脇）	公	3,935 (3)	0.13 (7)	1/2	H16.4.22	H19	775.0	407.0	37.0 37.0	650 650	300 300	OD	300 300	1 1	2.3		3

※1 地域要件　B:流総B，公：自然公園，下：下流取水，リ：リゾート法

※2 国勢調査人口　(1)：H2調査，(2)：H7調査，(3)：H12調査

※3 財政力指数　(1)：S61～H1の平均(道平均0.17)
(2)：H5～H7の平均(道平均0.18)
(3)：H6～H8の平均(道平均0.18)
(4)：H7～H9の平均(道平均0.18)
(5)：H8～H10の平均(道平均0.18)
(6)：H11～H13の平均(道平均0.19)
(7)：H14～H16の平均(道平均0.19)